２練教こ保第９３号
令和２年４月８日

保護者の皆さまへ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
保育課長　　宮原　正量
（公印省略）

「緊急事態宣言」を受けた保育施設の登園自粛の改めてのお願い

日頃から練馬区の保育行政にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。

４月７日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。これにより東京都知事から、都民および都内の各施設等に対し、より一層の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の要請がなされる予定です。

区では、「緊急事態宣言」が発令された現在の状況を踏まえ、保育施設を閉園することによる社会機能の停止や混乱を避けるため、感染拡大防止対策を講じた上で、規模を縮小しての開園を継続します。

保育施設を利用する保護者の皆さまには、既に登園の自粛をお願いしていますが、緊急事態宣言の発令中であることを踏まえ、原則として登園を控え、在宅勤務（テレワーク）等により、家庭で保育していただくよう改めて要請します。

ただし、**医療従事者を始め、就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方など、真に保育が必要な方のお子さまのお預かりは継続します。**

なお、登園自粛にご協力いただく場合、４月８日（水）までに在園する施設にお申し出いただくことになっておりましたが、期限を下記のとおり変更します。

また、本通知文に記載の取扱いについては、今後の状況により再度変更する可能性がありますので、予めご承知おきください。

記

１．登園自粛を在園する施設に申し出る期限

≪変更前≫		≪変更後≫
４月８日(水)	→	４月１３日(月)

２．保育料の扱い

≪変更前≫		≪変更後≫
４月１０日(金)から４月３０日(木)までの間１日も登園しなかった場合、４月分の保育料を補助します。	→	４月１３日(月)から４月３０日(木)までの間１日も登園しなかった場合、４月分の保育料を補助します。

３．その他

・保育料の補助を受けるための手続きについては、後日お知らせいたします。
・５月以降の保育料の取扱いについては４月中旬を目途に別途お知らせします。

【担当】練馬区保育課　保育サービス推進係
電話：03-5984-1622